

令和8年度

立木第2回

入札のご案内

資格付一般競争入札物件明細書

令和8年8月21日（金）10時20分 受付開始

10時30分 入札締切

山梨森林管理事務所入札室(1階)

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である。

山梨森林管理事務所

〒400-0021 山梨県甲府市宮前町7-7

TEL 050-3160-6030

TEL 055-253-1336

(お知らせ)

令和3年2月より「委任状」及び「入札書」への【押印】が不要となりました。

公 売 公 告

令和8年7月22日

分任契約担当官

関東森林管理局

山梨森林管理事務所長 梶井重範

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和8年 8月21日（金）

入札開始 10時20分

締 切 10時30分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

山梨森林管理事務所 入札室（1階）

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒400-0021

山梨県甲府市宮前町7-7 山梨森林管理事務所

（2）到着期限 8月20日（木） 17時00分必着。

* 上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と
朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

なお、入札書の日付は、入札日当日として下さい。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・主伐）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の(特約事項・入札条件等)については、別添「特約事項」「分収育林についてのご注意」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書(林産物の売払)」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

(3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札

に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙１－２）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙２）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

（２）無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（３）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が２名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

１０ 契約の成立及び締結期限

（１）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（２）契約の締結期限は令和８年８月２７日（木）までとします。

１１ 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して２０日以内とします。

1 2 代金の延納

- (1) 1 件の売払契約代金が 1 5 0 万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和 2 4 年法律第 1 7 6 号）の定めるところにより認めます。年利については関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html>

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷ 3 6 5 日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して 2 0 日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000 m²未満は 6 ヶ月以内、1,000 m²以上は 1 0 ヶ月以内とします。

1 3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第 3 4 条第 1 項及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条第 1 項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から 1 5 日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第 3 4 条第 3 項第 2 号及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条 3 項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を山梨森林管理事務所へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第 3 5 条に基づき、引渡領収書を山梨森林管理事務所長に提出して下さい。

1 4 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：山梨森林管理事務所又は山梨森林管理事務所ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：山梨森林管理事務所で閲覧して下さい。

山梨森林管理事務所のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/yamanasi/index.html>

- (2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙 1：委任状、別紙 2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、山梨森林管理事務所総務グループへお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

(4) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

ウ 民収分を含む物件（分収造林・分収育林・官行造林）については、適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙4-1「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙4-2のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

山梨森林管理事務所 総務グループ

電話番号 ０５５－２５３－１３３６

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成１９年農林水産省訓令第２２号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、関東森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

特約事項（立木販売） （伐採・搬出、森林作業道等作設）

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」（別紙8）を遵守しなければならない。
ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。
- 2 事業計画書等の提出及び承認
 - （1）買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」（別紙5）を作業に着手する14日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）を経由の上、山梨森林管理事務所長へ提出し、その承認を受けること。
 - （2）事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
 - （3）買受人は（1）で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、山梨森林管理事務所長に提出し、その承認を受けること。
 - （4）買受人は、（1）及び（3）に基づいて提出した事項について、山梨森林管理事務所長の承認された後に着手すること。
- 3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。
 - （1）路網
 - ア 配置
 - （ア）路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。
 - ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
 - ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
 - ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。
 - イ 幅員
幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。
 - ウ 勾配・排水
縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業

を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね 30cm 毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、「森林作業道作設指針」(別紙 6)によることを基本とする。

4 山梨森林管理事務所長は、1、3の不遵守や、2(1)及び(3)において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は山梨森林管理事務所長の命に応じ、必要な措置を講じること。

5 調査木については、原則全て伐採・搬出して下さい。

6 末木枝条、残材、根株等を沢・治山ダム・土場周辺等に集積しないで下さい。また、植栽に支障のないよう集積箇所を分散させるようにして下さい。

7 伐採・搬出にあたっては、官民境界標識の毀損、亡失、抜去等のないように作業して下さい。万一、毀損等があった場合は、買受人の負担で復元していただきます。

8 保安林に指定されている買受物件内に作業道などを作設して搬出を行う場合は、土地の形質変更について、県知事への協議が必要となり、その手続きには1～2ヶ月程度かかる場合があることをご承知おき下さい。

9 やむを得ず搬出支障木が出る場合は、必ず伐採する前に森林官まで連絡し、「搬出支障木伐採届」を提出してください。また、保安林内の場合やその他法令等で規制されている場合は、別途「伐採許可申請等」が必要です。手続きに必要な期間は8のとおりです。

なお、支障木の材積は、販売物件の5%を超えることはできません。

- 10 作業道などを作設して搬出する場合は、本特約事項及び森林作業道作設指針のとおり作設することとしてください。また、作設中及び搬出中に公道や溪流および河川等に土砂や土石が流出しないように必要な対策を確実にすることとしてください。また、事業期間中は「森林作業道作設時のチェック表」（別紙7）に基づき森林官が確認することとなるので、指示を受けた内容については適切に処理して下さい。
- 11 公道利用における申請については、買受人において所定の手続きを行って下さい。
- 12 民有地にかかる交渉等は買受人が行って下さい。
- 13 伐採搬出作業にあたっては、歩行者や通行車両に留意し、林道・歩道・事業地の入口等には歩行者や通行車両に注意喚起を促す立看板等を設置してください。

看板 例

立木伐採搬出作業中 購入者：〇〇〇〇林業 箇所：〇〇国有林〇〇林班〇〇小班 搬出期間：（自）令和〇〇年〇〇月〇〇日 （至）令和〇〇年〇〇月〇〇日
--

- 14 保残木及び伐区隣接木の保護に努めてください。
また、伐採区域界には樹木の植栽時に獣害防護柵を設置しますので、伐採区域界から内側へ2.0m程度には、枝条等を積み上げないでください。
- 15 木材の搬出は10t車以下の車両で走行してください。なお、林道の状況によっては車両制限をお願いする場合があります。予めご了承ください。
- 16 焚き火・タバコ等、火の始末には十分注意してください。
- 17 狩猟期間及び有害鳥獣駆除実施時には、「作業中につき発砲注意」等と表示した看板を事業地等のわかりやすい箇所に必ず掲示してください。
- 18 CSF（豚熱）の感染拡大防止のため山梨県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めてください。
- 19 その他、現地案内の際、森林官の説明を受けてください。

以上の事項について、承諾のうえ入札にご参加ください。

分収育林についてのご注意

【1号物件】～【2号物件】

本物件は分収育林として募集した林分のため、国の他に多数のオーナーがそれぞれの持分に応じた権利を有しております。

従いまして、通常の立木公売と代金納入方法が異なりますので、下記の内容をご承知のうえ、入札に参加してください。

記

- 1 代金の延納 契約代金が150万円以上の場合、国の分収金に対してのみ入札のご案内「12 代金の延納」のとおり認めますが、各オーナーに対する支払い(振込)の延納はできません。
- 2 物件の引渡 国及び各オーナーへの代金が完納(確認)した日から、15日以内(国への代金支払いは、延納担保の提供を含む)。
- 3 納入の方法 この物件を落札された方は、売買代金の総額を口数で分割し、国は納入告知書により、各オーナーには口座振込によりお支払いいただくこととなります。各人ごとの振込金額並びに口座番号は個人情報になりますので、落札後お知らせ致します。

情報の取り扱いにあたっては、十分に注意していただくようお願い致します。

ただし、オーナーの口座に売買代金が振込めない場合は、現金書留(本人限定受取)により郵送し、更に受取りがない場合には、オーナーの住所地を管轄とする法務局あてに供託金として電子(ゆうちょ銀行)又は現金により納付していただきます。

なお、このことに係わる振込手数料については、予定価格から控除して有りますので申し添えます。
- 4 振込の確認 各オーナーへの振込期限は、国への納入期限の日と同一日とし、振込後は振込証明書写し等、各オーナーへの振込を完了した証明となる書面を山梨森林管理事務所へ提出していただきます。

委 任 状（例）

代理人住所

氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任契約担当官

関東森林管理局

山梨森林管理事務所長 靱井 重範 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1－2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、各森林管理署ごとに委任状の提出が必要です。

※本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

委 任 状（例）

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3

4 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任契約担当官

関東森林管理局

山梨森林管理事務所長 靱井 重範 殿

※本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

入 札 書

入札番号 第 号

入 札 金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び入札心得・仕様書・その他関係事項を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
関東森林管理局
山梨森林管理事務所長 榎井 重範 殿

(入札者)
住 所

商号又は名称
代表者氏名

(代理人)
住 所

氏 名

- (注意事項)
- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
 - 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴事務所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 あて

T8000012050001
山梨森林管理事務所

売買契約年月日 年 月 日
 売買契約番号
 売買物件の所在場所（分収林の場合は国有林野名及び林小班名 官行造林の場合は市町村名 字名 地番等）

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額（10%）

うち適格請求書（インボイス）	税込金額	うち消費税額（10%）
対象金額		

<内訳>

インボイス対象	税込金額	うち消費税額（10％）
①官収分		—
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額（10％）
③民収分		—
小計		

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10% で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1 号物件（分収造林） 9. 11%

2 号物件（分収育林） 7. 99%

※3 上記 2 の数値には、免税事業者等からの仕入に係る経過措置の控除率は計算されていません。

[illegible]

第 四 半 期 分 の 立 木 販 売 安 全 指 導 報 告 書 (一)

〇 〇森林管理署(支署)

買請人名称					
安全指導					
搬出期間 (自)	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日	H 年 月 日
(至)	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日
指導年月日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日
指導者	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官
指導年月日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日
指導者	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官
指導年月日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日
指導者	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官
指導年月日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日
指導者	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☒ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官
指導年月日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日
指導者	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官
指導年月日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日	R 年 月 日
指導者	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官	☐ 署長等 ☐ 森林官
特記事項					

注1：指導者については、該当箇所に□にチェックを記入する。

注2：特記事項欄には、例えば「作業計画届が〇月〇日に提出され、〇月〇日に現場巡視を行ったが未着手」等を記入。

森林作業道作設指針

第 1 趣旨

1 指針の目的

本指針は、森林作業道を作設する上で考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。ただし、森林作業道の作設に当たり重要な因子となる地形、地質、土質、気象条件等は地域ごとに異なることから、森林作業道は地域ごとの条件を踏まえたきめ細やかな配慮の下に構築されるべきである。このため、本指針は、森林作業道の作設技術者が地域の条件に適合した森林作業道を作設していくための基礎となる情報として定めるものとする。

森林作業道の作設に当たっては、それぞれの地域の地形、地質、土質、気象条件等を十分に踏まえ、本指針によるほか、近傍の施工事例を参考とするとともに、地域において作設作業に十分な経験を有する者から技術的な指導を受けることが望ましい。

本指針の内容については、作設技術者、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の森林作業道の作設に関わる関係者が熟知すべきものである。

また、今後、地域における取組を通じて新たな技術的知見の蓄積も期待されることから、これらの知見の普及を図るため、本指針についても必要な検討を重ねながら随時見直していくものとする。

2 森林作業道

森林作業道とは、間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道である。森林作業道は目標とする森林づくりのための基盤であるため、対象区域で行う森林施業を見据え、安全な箇所、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう工夫に作設する必要がある。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林、保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

このほか、基本的な考え方は以下のとおりである。なお、各事項の詳細については第 2 以降に記載する。

- (1) 路体については、堅固に締め固めた土構造によることを基本とする。
- (2) 線形については、土工量の抑制及び分散排水により路面侵食や土砂の流出等を防止するため地形に沿わせた屈曲線形及び波形勾配とする。なお、地形、地質、土質、気象条件、地表水の局所的な流入などの水系、地盤の深さなどの地下構造等について、資料及び現地踏査により確認し、無理のない線形とする。
- (3) 林道又は公道との接続地点及び地形を考慮した接続方法を適切に決定するものとする。
- (4) 作設箇所については、原則として傾斜 35° 未満とし、人家、施設、水源地等の保全対象が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け、迂回方法を適切に決定するものとする。なお、以下の点に留意するものとする。
 - ① 急傾斜地の 0 次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所を通過しなければならない場合は、通過する区間を極力短くするものとする。

- ② 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接流れ込まないようにするものとする。
- (5) 作設箇所について、やむを得ず傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、地形、地質、土質、気象条件、保全対象等との位置関係等の条件から適切な構造物を設置するものとする。ただし、当該構造物の設置により経済性を失う場合又は環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。
- (6) 幅員の拡大、ヘアピンカーブの設置等により、潰れ地の規模が拡大するため、森林施業の効率化だけではなく小規模森林所有者への影響にも配慮するものとする。
- (7) 路線については、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等の種類、組合せ等に適合し、森林内での作業の効率性を高めるとともに、環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置するものとする。
- (8) 造材、積込み、造林資材の荷卸、待避、駐車のためのスペース等の作業を安全かつ効率的に行うための土場等の平地や空間を適切に配置するものとする。
- (9) 希少な野生生物の生育又は生息が確認された場合は、路線計画や作設作業時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- (10) 間伐等の森林施業や森林作業道の作設に当たって森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）に基づく許可や届出（※）が必要となる場合がある。森林作業道の作設を円滑に実施するため、事業実施者は、あらかじめ都道府県や市町村の林務担当部局等に問い合わせ、必要な手続を確認するものとする。

※許可や届出の例

- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
- ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）
- ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）

第 2 個別の留意事項

1 傾斜に応じた幅員と作業システム

森林作業道については、土工量の縮減を通じて作設費用を抑制するとともに、土壌のかく乱を極力避けるため、地形に合わせた作業システムに対応する必要最小限の規格とする。ただし、林業機械等を用いた伐採、集材、造材等の作業の安全性及び作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕を付加することができる。付加する幅は、9～13 トンクラスの機械（バケット容量 0.45 m³クラス）にあっては、0.5m程度とする。

作業システムに最も影響を与えるのは林地の傾斜であることから、およそその傾斜区分ごとに、主に想定される作業システムを現行の林業機械等のベースマシンのクラス別に示し、これに対応する森林作業道の幅員を示す。

(1) 傾斜別林業機械等別の幅員

① 傾斜 25° 以下

比較的傾斜が緩やかであるため、切土又は盛土の移動土量を抑え、土構造を基本とする。

6～8トンクラスの機械（バケット容量 0.2 m³～0.25 m³クラス）及び9～13トンクラスの機械（バケット容量 0.45 m³クラス）をベースマシンとした作業システムの場合は、幅員 3.0mとする。

② 傾斜 25° ～35°

中～急傾斜地であるため、切土又は盛土による移動土量がやや大きくなる。

ア 6～8トンクラスの機械（バケット容量 0.2 m³～0.25 m³クラス）をベースマシンとした作業システムの場合は、幅員 3.0mとする。

イ 3～4トンクラスの機械（バケット容量 0.2 m³クラス以下）をベースマシンとした作業システム及び2トン積トラックが走行する場合は、幅 2.5mとする。

③ 傾斜 35° 以上

急傾斜地であるため、丸太組等の構造物を計画しないと作設が困難である。

経済性を失う場合又は環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。

なお、森林作業道の作設を選択する場合には、3～4トンクラス（バケット容量 0.2 m³クラス以下）をベースマシンとした作業システム及び2トン積トラックの走行に限られるものと想定され、幅員 2.5mとする。

(2) 幅員設定における留意事項

森林作業道の幅員については、必要最小限の規格で設定するものであることを踏まえ、走行する林業機械及びトラックの規格に応じて安全性に配慮しつつ、林地の保護等のため必要な場合には 2.0m程度の幅員設定も含め、検討するものとする。

2 縦断勾配

(1) 縦断勾配の基本

縦断勾配については、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が木材等を積載し、安全に上り走行及び下り走行ができるとともに、波形勾配による分散排水が行えることを基本として計画する。

このため、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等の自重、木材等積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、勾配が急になるほど波形勾配を設けにくく路面侵食も起きやすくなること等を考慮して計画するものとする。

縦断勾配、地形、地質、土質、気象条件等から、路面侵食の発生、林業機械等の走行に危険が予想される場合は、コンクリート路面工等を施すとともに、周辺が水分を含むと滑りやすい粘土質の赤土等である場合又はコケ等の付着、積雪寒冷地における路面の凍結等が予想される場合は、コンクリート路面工等の表面に箒掃きによる滑止めを施すなどの工夫をするものとする。

(2) 縦断勾配設定における留意事項

縦断勾配については、岩や良く締まった礫質土であるなど現地条件が良い場合にあつては概ね 10°（18%）以下とし、土地の制約等からやむを得ない場合にあつては短区間に限り概ね 14°（25%）程度とし、敷砂利等の簡易な路盤工により侵食を抑えるものとする。

他方、火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の土質、崖すい地帯など現地条件が悪い場合には、路面等の侵食、路体崩壊の発生防止及び走行の安全性を考慮して、縦断勾配を上記より緩勾配とする。

また、2トン積トラックの走行を想定する森林作業道においても、自動車は林業機械に比べて走行速度が速いこと、制動距離が長いこと等を考慮し、走行の安全性の観点から縦断勾配を緩勾配とする。

なお、森林施業を行う区域内のみでは、路面侵食の防止措置を要する区間が長くなる、2トン積トラックの安全な走行が確保できなくなる等の場合には、縦断勾配を緩勾配とするため、当該区域に隣接する森林の所有者等との調整を行った上で経路区間を設けるよう努めるものとする。

(3) 曲線部及び曲線部の前後の区間の縦断勾配

急勾配区間と曲線部の組合せは避けるものとし、やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するなど通行の安全を確保するものとする。また、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の走行の安全を確保する観点から、S字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるものとする。

ただし、地形、地質、土質、気象条件からそのような組合せを確保できない場合は、当該箇所での減速を義務付けるなど運転者の注意を喚起するものとする。

3 排水施設

森林作業道を安定した状態で維持し、継続的に利用できるようにするためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

土構造を基本とする森林作業道では、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。ただし、これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した排水施設を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 排水施設については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- (2) 横断排水施設やカーブを利用して分散排水するものとする。

排水が集中するような場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のあ
る沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、側
溝等により導水するものとする。
- (3) 排水溝を設置する場合は、維持管理を考慮し、原則として開きよとする。

- (4) 小渓流の横断については、原則として洗い越し施工とし、丸太や岩石、コンクリートを用いるものとする。洗い越しについては、路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。
- (5) 洗い越しの上流部及び下流部に流速を抑えるための水溜を設けるダム工については、渦や落差による侵食を引き起こさないように留意しながら、現場の状況、施工地の降雨量及び降雨特性等を勘案の上、設置するものとする。
- (6) 丸太を利用した開きよやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。
- (7) 曲線部に雨水が流入しないよう曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- (8) 地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- (9) コンクリート路面工等を設ける場合は、地山とコンクリート路面工等の境界における侵食と路面水の長い区間の流下を避けるため、横断排水施設を設置するものとする。
- (10) 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- (11) 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工や、植生マット等による盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

4 切土・盛土

森林作業道は、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分するものとする。

(1) 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作

業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行うものとする。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5 mを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が 1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が 1 mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断するものとする。

(2) 盛土

- ① 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、森林作業道の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに 30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて仕上げ、地山の土質に応じて以下のとおり施工するものとする。

ア よく締まった緊結度の高い土砂の場合

施工中に建設機械のクローラ等が沈みにくい緊結度の高い土砂では、盛土部分の地山を段切りして基盤を作った上で、盛土を行うものとする。

イ 緊結度の低い土砂の場合

施工中に建設機械のクローラ等が沈下し、ぬかるみ（泥濘化）やすい緊結度の低い土砂では、盛土部分と地山を区分せず、路体全体に盛土を行い締め固めること等により路体の安定を図るものとする。

- ② 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね 1 割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が 2 mを超える場合は、1 割 2 分より緩い勾配とする。

なお、急傾斜地では、堅固な地盤の上にのり止めとして丸太組工、ふとんかごや 2 次製品を設置すること、石積み工法等を採用すること等を行い、盛土高を抑えながら、堅固な路体を構築するものとする。

- ③ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うこと、構造物を設置すること等を行い、路体に十分な強度を持たせるようにするものとする。

- ④ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、3に留意して排水施設を設置するものとする。

- ⑤ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 曲線部

林業機械等が安全に走行できるよう内輪差や下り旋回時のふくらみ等に対する余裕を考慮して曲線部の拡幅を行うものとする。

6 構造物等

森林作業道は、土構造を基本としているが、地形、地質、土質、気象条件等の条件、幅員の制約等から、林業機械等の走行における安全の確保や路体を維持するために構造物を設置する場合は、丸太組工、ふとんかご等の簡易な構造物、コンクリート構造物、鋼製構造物等の中から、以下を参考に必要な機能を有する工種及び工法を選定するものとする。なお、構造物については、現地条件に応じた規格又は構造の施設を設置するものとする。

- (1) 流入水や地下水の影響による軟弱地盤の箇所を通過する必要がある場合は、水抜き処理、側溝の設置等を実施するものとする。
- (2) 森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のローム等の場合は、必要な路面支持力を確保し路面侵食等を防止するため、路面に碎石を施すなどの対策を行うものとする。

火山灰土など一度掘り起こすと締固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、表土の剥ぎ取り、深層との混ぜ合わせ等の工夫を施すものとする。

- (3) 2トン積トラックなどの接地圧の高い車両が走行する場合には、路面支持力が得られるよう特に強固に締固めを行うとともに、必要に応じて荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を実施するものとする。

7 伐開

立木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、以下を参考に必要最小限となるよう検討するものとする。

(1) 斜面の方向、気象条件等の考慮

- ① 路面の乾燥又は植生の繁茂を促す必要のある箇所では、伐開幅を広めにする。
- ② 植生が繁茂しやすく除草作業を頻繁に行う必要がある箇所、立木に風害、乾燥害を招くおそれがある箇所では、伐開幅を狭めにする。
- ③ 林縁木の枝から滴下する雨滴により、路面又はのり面の侵食が発生しやすい箇所は、伐開幅を広めにする。

(2) 土質条件及び風衝の考慮

- ① 締まった土砂又は粘着性の高い土質の箇所は崩れにくいことから、切土高が低い場合には、伐開幅を狭めにする。
- ② 崖すい等の粘着性の低い土質の箇所は、切土高にかかわらず崩れやすいことから、立木が切土のり頭に残らないよう伐開幅を広めにする。
- ③ 風衝の影響を受ける箇所は、切土のり頭の立木が風で揺れることにより、土質条件にかかわらず切土のり頭部の地盤を緩める原因となりやすいことから、立木が残らないよう伐開幅を広めにする。

(3) 運転者の視線誘導等の考慮

路線谷側に沿った立木については、路肩部分を保護し、林業機械等運転者の視線を誘導し、走行上の安心感を与える等の効果が期待できることから、林業機械等の走行の支障とならない範囲で残存するものとする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲に存在する場合には作設しないものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。

また、事業実施中に希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、必要な対策を検討し実施するものとする。

第4 管理

森林作業道は、特定の林業者等が利用する森林施業専用の施設であるため、施設管理者はゲートの設置、施錠等により、一般の車両の進入を禁止するなど適正な管理を行うものとする。

間伐や主伐の作業期間のほか、造林や保育等の作業期間においても利用頻度及び車両の走行性を勘案しつつ、定期的な巡視を行うとともに、崩土除去、路肩の強化、横断排水施設の設置、路面整正、枝条散布等による路面の養生等の維持管理を行うものとする。特にマサ土や火山灰土では他の土質と比べて降雨による土砂流出量が多く、横断溝や側溝が埋まりやすいと考えられることから、その機能が維持されるよう早めに状況を確認し、維持管理を行うものとする。

なお、森林作業道の管理主体を明確にするとともに、適切に維持修繕等を行えるよう、管理主体は森林作業道台帳等を作成するものとする。

(参考)

○ 森林作業道作設指針の解説

本指針の補足資料として、具体的事例や科学的分析に基づき「森林作業道作設指針の解説」を作成しているので参考にされたい。

○ 丸太組工

丸太組工は、丸太組により路体支持力を維持するものであり、現地資材を有効に活用できるほか、施工から数十年経過した事例もある。

この工法を採用する場合には、作設時の強固な締固めが必要なことに加え、路体支持力を維持していくため、丸太が腐朽した際には、丸太を補強すること、砂利を補給すること等により丸太の腐朽を補う維持管理が必要である。

なお、林地の傾斜や通行する林業機械等の重量や交通量に応じて、丸太組工に代わるものとしてふとんかごなどの設置も検討するものとする。

○ 表土、根株を用いる盛土のり面保護工

根株やはぎ取り表土については、あくまで土羽工の一部と位置付けられるものであるが、路体構造として林業機械等の加重を支えるなどといった工法本来の趣旨を誤解、逸脱した施工は行わないものとする。

また、根株や枝条残材などの有機物を盛土路体に完全に埋設して路体を構築すると、将来的に路体支持力を損ない、盛土崩壊を引き起こすおそれがあるため行わないものとする。

なお、根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護として利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを考慮する必要がある。この工法を採用する場合は、路肩上部の根株が集材又は運材作業の支障とならないよう留意するものとする。

附則（令和３年３月３１日２林整整第１４００号林野庁長官通知）

この指針は、令和３年４月１日からこれを適用する。

附則（令和５年３月３１日４林整整第９２３号林野庁長官通知）

この指針は、令和５年４月１日からこれを適用する。

森林作業道作設時のチェック表

項目	確認内容	内容の適否					指示事項
		林小班	林小班	林小班	林小班	林小班	
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
伐開	① 伐開幅は、幅員に応じ必要最小限の幅となっているか						
幅員	① 幅員は3mまでとなっているか						
	② 林業機械での作業の安全性や作業性は確保されているか(作業区間は0.5m程度付加されているか)						
勾配・排水	① 縦断勾配は、木材を積載した車両が安全に走行できるか						
	② 縦断勾配は、緩やかな波状で分散排水になっているか						
	③ 横断勾配は原則水平となっているか						
	④ 横断勾配を谷側にわずかに低くした場合、必要に応じ丸太等で路肩の浸食防止を行っているか						
	⑤ 下り走行のカーブの谷側は水平となっているか						
	⑥ 上記⑤のカーブでは上部の入り口付近で排水しているか						
切土	① 切土の法高は1.5m程度以内となっているか						
	② 法面勾配は直切りとなっているか(土質、切土高が高い場合は6分(岩石3分))						
盛土	① 概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯で十分締め固めを行っているか						
	② 法面の勾配は、概ね1割となっているか(盛土高が2mを越える場合は1割2分)						
簡易構造物	① 構造物の設置は現地発生資材(丸太等)を活用しているか						
その他	① 土砂の流失、土石の転落防止は適切に行われているか						
	② 根株やはぎ取り表土は盛土法面の保護として活用されているか						
	③ 表土は真土と交互に概ね30cmごとの層毎にバケットで十分締め固めを行っているか						
	④ 根株は作業に支障がないよう固定されているか						
	⑤ 根株は丸ごと路体内に完全に埋没していないか						

注) 内容の適否は、適切が○、一部修正が必要なもの△、否が×を記載する。なお、△と×の場合は、必要な指示を行い、指示事項欄にその指示内容を記載する。

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設するものとする。

2 定義

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- (1) 立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。
- (2) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。
- (3) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。
- (4) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に

重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所には架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

- (5) 地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・ 地山傾斜 35° 以上の箇所
 - ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
 - ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
 - ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
 - ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず

作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。

- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。
排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。

- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所では集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返すなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4（3）に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- （1）集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。
- （2）集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。
- （3）やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

- （1）枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。
 - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。
 - イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。
 - ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みになることを避けるものとする。
 - エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

(2) 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。
また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。
なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

(3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

- (1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。
- (2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実にを行うものとする。

※許可や届出の例

- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
- ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）

- ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）

- （3）林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。
- （4）本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。
- （5）地質の特性や排水施設的具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

伐採及び搬出に係るチェックリスト（例）

年 月 日

伐採する者： _____

森林の所在場所： _____

チェック項目	確認
（１）伐採の方法及び区域の確認 ①林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ②伐採する区域の事前確認を行う。 ③林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	☐
（２）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 ①集材路・土場の作設は必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の崩壊防止対策等を講じる。 ④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所を設置する。 ⑦集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。 ⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。	☐
（３）人家、道路、取水口周辺等での配慮 ①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下方にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	☐
（４）生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	☐

チェック項目	確認
(５) 切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②切土高を低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③残土が発生した場合には、森林管理署長等と協議のうえ、溪流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	☐
(６) 路面の保護と排水の処理 ①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	☐
(７) 溪流横断箇所の処理 ①溪流横断箇所においては、流水が路面等にあふれ出ないように施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	☐
(８) 作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。 ⑤枝条等が溪流に流出しないように対策を講じる。 ⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。	☐
(９) 事業実施後の整理 ①枝条等を伐採現場に残す場合は、溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ②集材路・土場は、溝切り等の排水処置を行う。 ③伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、森林管理署長等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	☐

令和8年度

入札番号 第1号・第2号位置図

物件の所在場所

山梨県南巨摩郡南部町

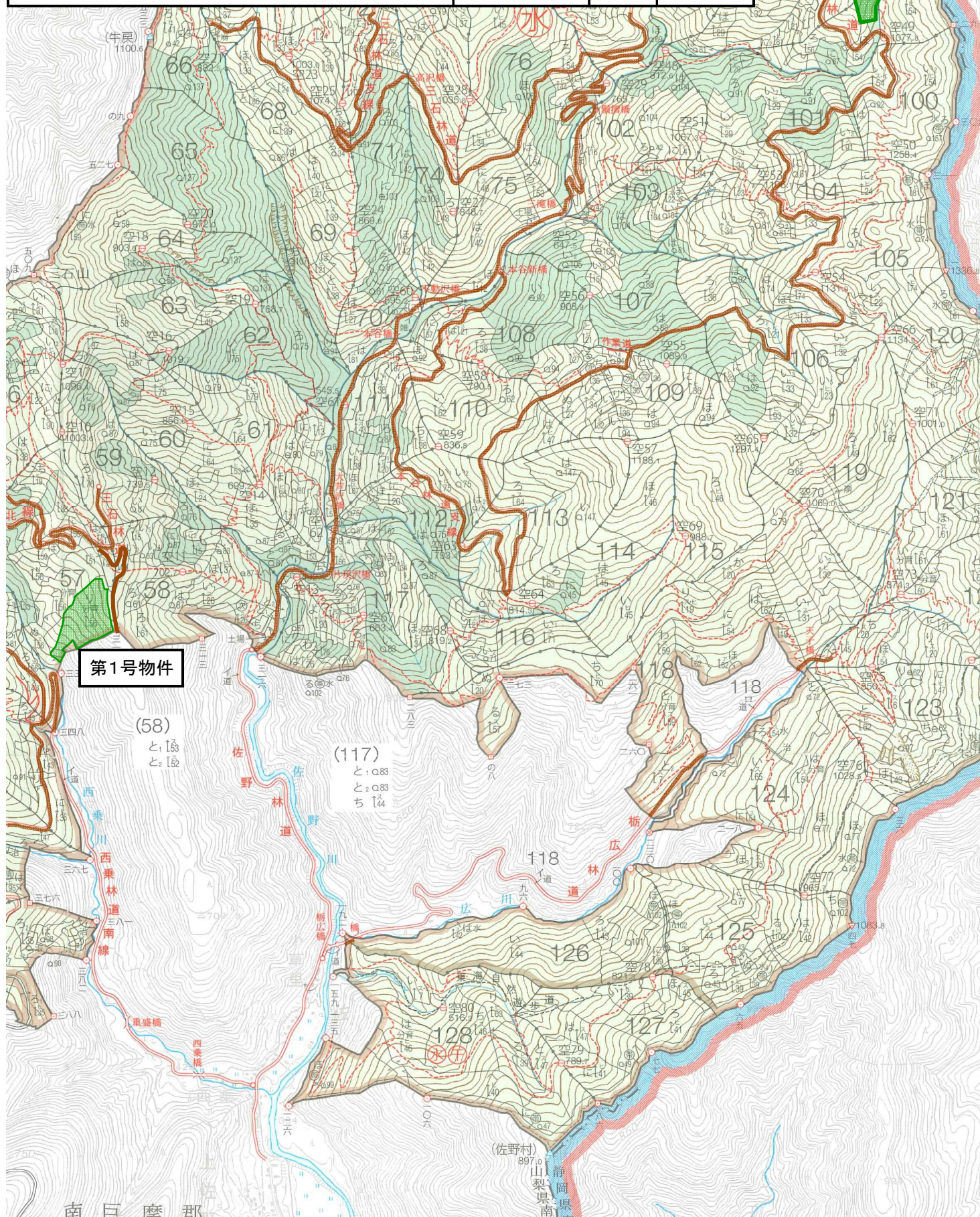
上佐野国有林 57り、99い 林小班



縮尺 1/20,000

凡 例

	物件場所
	林 道



令和8年度

入札番号 第1号 基本図挿入図

物件の所在場所
山梨県南巨摩郡南部町
上佐野国有林 57㍿ 林小班



縮尺 1/5,000

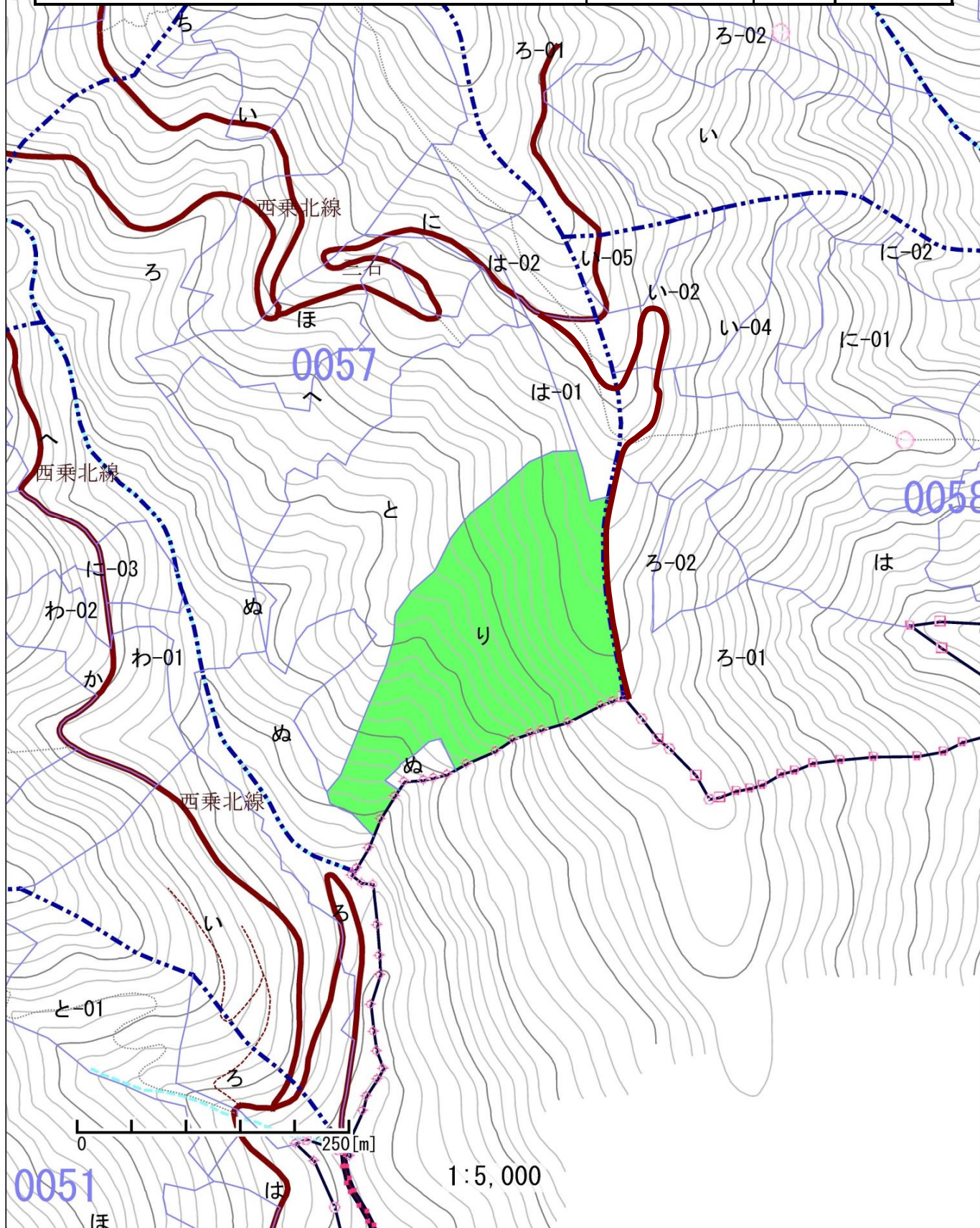
凡 例



物件場所



林道



令和8年度

入札番号 第2号 基本図挿入図

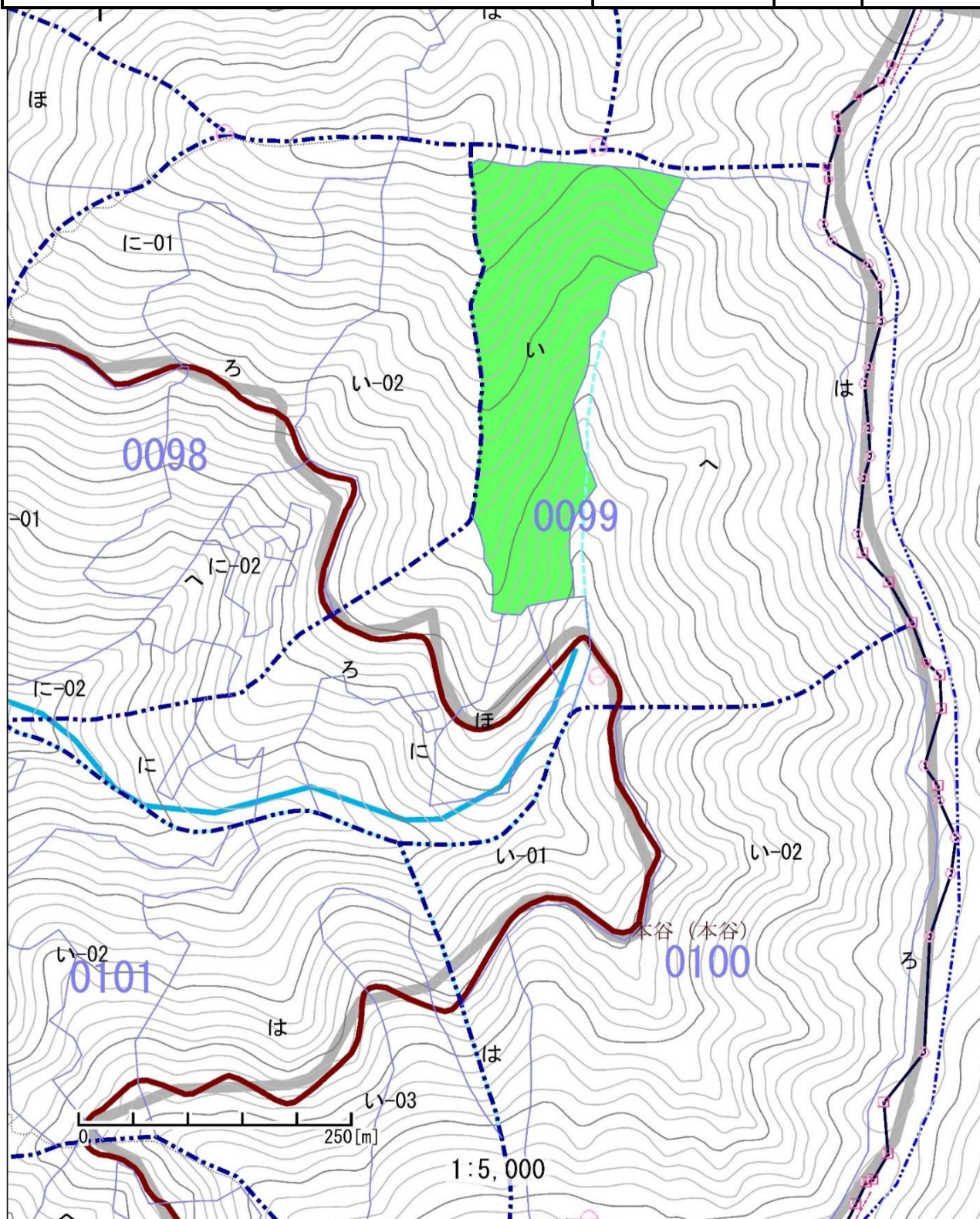
物件の所在場所
山梨県南巨摩郡南部町
上佐野国有林 99い林小班



縮尺 1/5,000

凡 例

	物件場所
	林 道



現 地 案 内

【 入札 第1、2号 物件 】

集合場所等：

山梨県南巨摩郡南部町内船8106

南部森林事務所

(TEL 0556-64-2134)

令和8年7月30日（木曜日）9時00分までに
お集まり下さい。（雨天決行）

案内者：

南部森林事務所 森林官

- ◆ 現地等へ直接向かわれる方は事前に案内者までご連絡願います。
- ◆ 当日についてのお問い合わせや不明な点は、所轄の森林事務所又は山梨森林管理事務所（TEL 055（253）1336）までご連絡下さい。

現地案内集合場所地図

入札物件1号

入札物件2号

集合場所：南部森林事務所

現地案内(雨天決行)

1～2号 物件日時	令和8年7月30日(木)午前9時00分	
集合場所	南部森林事務所	
	山梨県南巨摩郡南部町内船8106	
案内者	南部森林事務所森林官	
TEL	南部森林事務所	0556-64-2134
	山梨森林管理事務所	055-253-1336

入 札 物 件 一 覧 表

入札 番号	物件所在地	面積(ha)	種類	樹種	本数(本)	材積(m³)	林齢	搬出期間	備考
1	南巨摩郡南部町上佐野 上佐野国有林 57り林小班	4.66	皆伐	スギ モミ ほか	3,689	5,340.01	69	36ヶ月	分収育林 水源かん養保安林 オーナー数5名
2	南巨摩郡南部町上佐野 上佐野国有林 99い林小班	4.53	皆伐	スギ ヒノキ モミ ほか	4,226	3,403.02	67	36ヶ月	分収育林 水源かん養保安林 オーナー数6名
計		9.19			7,915	8,743.03			

別添 販売物件明細書
入札第1号

分収育林

所在地：山梨県南巨摩郡南部町上佐野 上佐野国有林 57㊦林小班

主間伐別・面積 : 皆伐 4.66 HA 林齡 : 69年生 搬出期間 : 36ヶ月

[illegible]

入 札 第 2 号

分収育林

所 在 地 : 山梨県南巨摩郡南部町上佐野 上佐野国有林 99い林小班

主間伐別・面積 : 皆 伐 4.53 HA 林 齢 : 67年生 搬出期間 : 36ヶ月

樹 種	材 種	胸高直径 (cm)	樹 高 (m)	本 数	材 積	単 価	金 額	備 考
スギ	一般材	16	17	1	0.18			
		18	18	1	0.23			
		20	19	6	1.80			
		22	20	21	7.98			
		24	21	42	19.32			
		26	22	59	33.04			
		28	23	78	53.04			
		30	23	110	84.70			
		32	24	142	126.38			
		34	24	153	153.00			
		36	25	154	178.64			
		38	25	142	183.18			
		40	26	118	172.28			
		42	26	98	154.84			
		44	26	80	136.00			
		46	27	57	108.30			
		48	27	35	71.05			
		50	27	24	52.08			
		52	28	19	45.60			
		54	28	11	28.05			
		56	28	6	16.26			
		58	28	5	14.30			
		60	28	5	15.10			
		62	28	3	9.54			
		66	26	1	3.25			
	一般材計			1,371	1,668.14			
	低質材	12～40	12～26	89	47.49			
	低質材計			89	47.49			
スギ計				1,460	1,715.63			
ヒノキ	一般材	14	17	1	0.14			
		16	17	12	2.16			
		18	18	53	12.72			
		20	18	114	33.06			
		22	18	179	62.65			
		24	19	247	106.21			
		26	19	303	148.47			
		28	19	322	180.32			
		30	19	310	195.30			
		32	19	283	198.10			
		34	20	236	195.88			
		36	20	174	158.34			
		38	20	117	117.00			
		40	20	73	79.57			
		42	20	39	46.41			
		44	20	18	23.22			
		46	20	7	9.73			
		48	21	3	4.74			
		50	20	1	1.60			
		52	17	1	1.42			

[illegible]

令和8年 月 日
山梨森林管理事務所

※上記金額は、入札書に記載された金額です。消費税に相当する額(10%)を加算した額が契約金額となります。
※落否欄の○印は、落札、×印は不落となります。

※落否欄の○印は、落札、×印は不落となります。

契約番号

立木販売

売 買 契 約 書（案）

売買物件の 所在場所					面積（ha）
売買物件の 種類及び数量	区分	樹 種	本数（本）	材積（m³）	
	立木				
	内 訳 公売物件番号 第 号				
売買代金	売 買 代 金		円		
	うち消費税抜代金		円		
	消費税（10%）		円		
契約保証金	免除				円
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円		
		うち消費税抜代金	円		
	民収分	分 収 額	円		
		うち消費税抜代金	円		
分収育林立木竹	分収権者				

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和 年 月 日
	延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日 間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以 上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日 間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以 上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
	売買物件の 引渡方法	引	現地立会省略	売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保 提供の日から起算して (概算の場合の最終期限)
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して 36 ヶ月				
売買(使用) 目的の指定			施設設置等 の指定		
特約事項	別紙のとおり				

＊ 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

＊ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。
令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官 関東森林管理局 山梨森林管理事務所長 榎井 重範
登録番号 T8000012050001
買 受 人